

福岡県筑後市

埋蔵文化財予備調査の手引き

【問合せ】

〒833-8601

福岡県筑後市大字山ノ井 898

筑後市教育委員会 社会教育課

文化・文化財担当

電話 (0942) 65-3360 (直通)

FAX (0942) 53-4216

はじめに

皆さまには、日ごろより筑後市文化財行政に多大なご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

文化財保護法は、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する」ことを目的として昭和 25 年に制定されました。

本市においても同法に基づき、文化財の保護・活用・啓発を促進しておりますが、近年における社会状況、生活様式の変化に伴う開発事業を鑑み、埋蔵文化財の取扱いを円滑に遂行するために「埋蔵文化財予備調査実施要綱」を定め、この手引きを作成しました。

本手引きは、開発事業などにおける埋蔵文化財の取扱いについて解説したものであります。開発事業を円滑に遂行していただくためにご活用され、文化財保護行政に一層の促進を図っていただければ幸いです。

本市の貴重な文化財を後世に伝えていくために、皆さまのご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

筑後市教育委員会

教育長 中村 英司

筑後市埋蔵文化財予備調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）に基づき円滑な埋蔵文化財保護行政を行うため、筑後市内における埋蔵文化財を破壊する恐れのある土木工事、宅地開発等（以下「各種開発」という。）に係る埋蔵文化財予備調査に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 包蔵地 貝塚か、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として筑後市文化財分布地図（以下「分布図」という。）に登録された区域をいう。
- (2) 包蔵地外 分布図で前号の包蔵地に含まれない区域をいう。
- (3) 隣接地 包蔵地に隣接する土地（道路水路を隔てて隣接する土地を含む。）をいう。ただし、幅4m以上の道路水路等を隔てて隣接する土地を除く。
- (4) 原因者 各種開発の主体者で、施工主のことをいう。
- (5) 予備調査 埋蔵文化財の所在確認、内容確認等のために実施する調査で、確認調査、試掘調査、踏査等の総称をいう。
- (6) 確認調査 前号の予備調査のうち、包蔵地で実施する埋蔵文化財の所在確認及び内容確認のための調査をいう。
- (7) 試掘調査 第5号の予備調査のうち、包蔵地外で実施する埋蔵文化財の所在確認のための調査をいう。
- (8) 本調査 第5号の予備調査に基づき、必要な範囲において行う基本測量、表土除去、包含層発掘、遺構発掘、自然科学的調査、記録写真撮影、記録図面作成等の本格的な全面調査をいう。

(予備調査の実施基準)

第3条 各種開発に伴う予備調査の実施は、包蔵地、包蔵地外及び隣接地のそれぞれにおいて、次のとおりとする。

- (1) 包蔵地 筑後市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が確認調査を行い、その経費を負担する。ただし、当該地と直接接している土地の調査結果が準用できる場合で、遺構面に工事が影響を及ぼさないときは、確認調査は、行わない。

(2)包蔵地外 教育委員会は、試掘調査を行わない。ただし、原因者からの求めがあった場合は、試掘調査を行い、その経費は、原因者の負担とする。

(3) 隣接地

ア 隣接する包蔵地において、既に遺構の所在が確認されている場合は、教育委員会が試掘調査を行い、その経費を負担する。

イ ア以外の場合は、前号の包蔵地外と同様とする。

(調査の申請)

第4条 原因者は、次に定める調査を教育委員会に申請するものとする。

(1) 包蔵地 確認調査。この場合において、申請は、法に定められた届出及び通知の提出と同時にしなければならない。

(2) 包蔵地外（隣接地を含む。） 試掘調査

2 前項の申請がなされたときは、教育委員会は、申請の日から起算して2週間以内に調査に着手するものとする。

(調査手法)

第5条 確認調査及び試掘調査は、バックホウ、ブルドーザー等の機械力で行う。この場合において、現地の状況により機械力での作業が困難な場合は、人力で行うものとする。

2 作業の妨げとなる障害物がある場合は、原因者の責任で撤去するものとする。

3 調査完了後の埋め戻し及び転圧は、第1項の規定により使用した機械力又は人力で行う。

4 原因者が前3項以外の特別な作業を求める場合は、その都度協議を行い、超過する経費は、原因者の負担とする。

(埋蔵文化財として扱う範囲)

第6条 埋蔵文化財として取り扱う範囲は、次のとおりとする。この場合において、中世（鎌倉・室町時代）以前の埋蔵文化財と重複する近世（江戸時代）及び近現代（明治時代以降）の遺構については、本調査及び確認調査の対象とする。

(1) おおむね中世までに属する遺跡 すべてのも

(2) 近世に属する遺跡 地域において必要なもの

(3) 近現代の遺跡 地域において特に重要なもの

(包蔵地等の変更)

第7条 確認調査で埋蔵文化財の所在が認められない場合は、その範囲を包蔵地外とみなし、包蔵地外として登録する。

2 試掘調査で埋蔵文化財の所在が認められた場合は、その必要な範囲を包蔵地とみなし、包蔵地として登録する。

(不時発見の届出)

第8条 原因者は、包蔵地の内外を問わず、工事中に埋蔵文化財を発見したときは、いかなる土地においても遅滞なく教育委員会に届け出なければならない。

(情報の公開)

第9条 調査により得られた情報は、筑後市情報公開条例（平成14年条例第29号）の規定により公開するものとする。

2 教育委員会は、市民、開発事業者等に対し、埋蔵文化財保護に関する情報を積極的に公開しなければならない。

3 教育委員会は、過去の調査、文献等で得た文化財の資料について、有効に活用することにより、文化財の保護に対して市民の協力を得られるよう努めなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年8月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に教育委員会が受理した申請から適用し、同日前に受理した申請については、なお従前の例による。

1.文化財の保護と埋蔵文化財

(1) 文化財

文化財について、文化財保護法では「文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの」と規定されており、文化財は、一度破壊されると再現することは不可能な、かけがえのないものであります。

現在の私たちの生活や文化は、私たちの祖先が営々と築いてきた歴史的・文化的遺産を基盤に成立しており、現代に生きる私たちは、貴重な文化財を「国民の財産」として尊重し、保存・活用に努めなければなりません。

(2) 埋蔵文化財

文化財保護法（第92条）では、「土地に埋蔵されている文化財」を「埋蔵文化財」と規定しています。これは、私たちの祖先が生活をした跡（住居・古墳・城郭など）である遺構や生活に使用されていた道具・ものといった遺物として遺跡から発見されます。筑後市内では縄文時代の裏山遺跡をはじめ、古代の羽犬塚中道遺跡や中世の長崎坊田遺跡など、多くの遺跡が存在します。

- ① 遺 跡・・・貝塚・集落跡・古墳・都城跡など、遺構と遺物から構成される土地
- ② 遺 構・・・竪穴住居跡・溝跡・墓跡など、土地に刻まれた構築物
- ③ 遺 物・・・土器・石器・木製品・金属製品など、遺跡から出土するもの

(3) 埋蔵文化財の保護

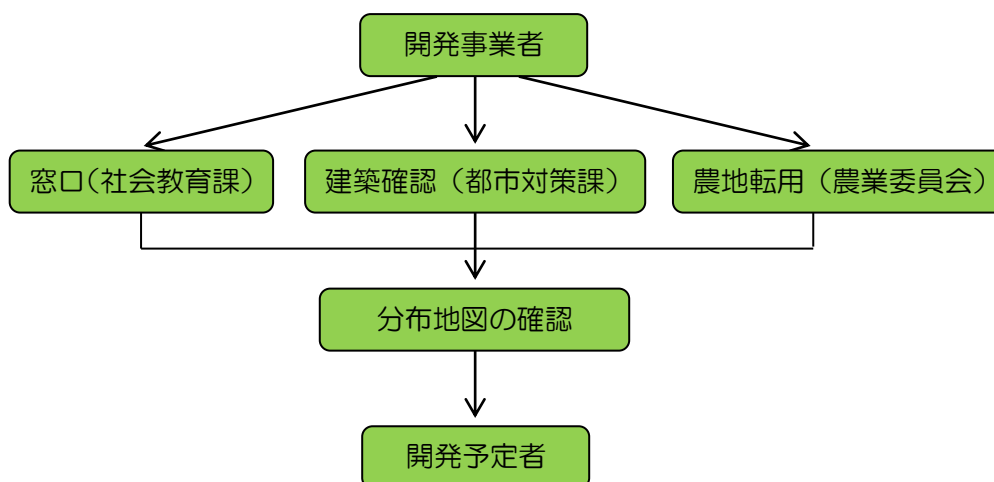
埋蔵文化財は、現状のまま地下に保存され、後世に伝えられることが最善の保護方法といわれています。しかし、現代の生活確保も重要であり、開発（＝工事）によってやむを得ず遺跡を保護できない場合があります。このような場合は、遺跡を記録として保存する方法があり、一般的には発掘調査を実施します。埋蔵文化財の発掘調査は、郷土の歴史や文化を知るための重要な手がかりとして明らかにし、歴史と文化を正しく理解するうえで様々な情報を得ることができます。発掘調査を実施して、その記録を後世に伝えていくことも保護のひとつです。

2.埋蔵文化財の手続き

(1) 埋蔵文化財の照会

開発を予定されている土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地であるか否かを確認してください。社会教育課窓口にて埋蔵文化財分布地図（以下、分布図）をご確認いただくか、FAX（位置のわかる地図を送信ください）でご確認ください。なお、建築確認（都市対策課）・農地転用（農業委員会）の手続きをされた場合は、当方で確認を行い、お知らせします。

※ 埋蔵文化財の保護と、開発事業との調整を円滑に図るためにも、なるべく早い段階での埋蔵文化財の照会をお願いします。



(2) 予備調査

分布図の照会により、「①包蔵地・②包蔵地外・③隣接地^{りんせつち}」について必要な手続きを行ってください。

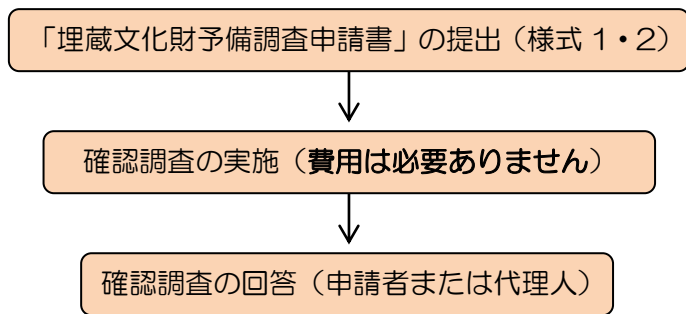
① 包蔵地

開発を行う土地が包蔵地内である場合、実際にその場所における埋蔵文化財の有無を確認する必要があります（確認調査）。

「埋蔵文化財予備調査申請書」（様式 1・2）を提出してください。申請書を受付けたのち、以下のいずれか、あるいは両方の措置を筑後市教育委員会が決定し、確認調査を行う場合は、社会教育課より調査日程（申請日から 2 週間以内）を申請者または代理人にお知らせします。確認調査の費用は、教育委員会が負担します。

◆**確認調査**：開発予定地を重機や人力を用いて試験的に土地を掘削し、埋蔵文化財の有無や範囲・性格・内容を把握するための調査方法です。

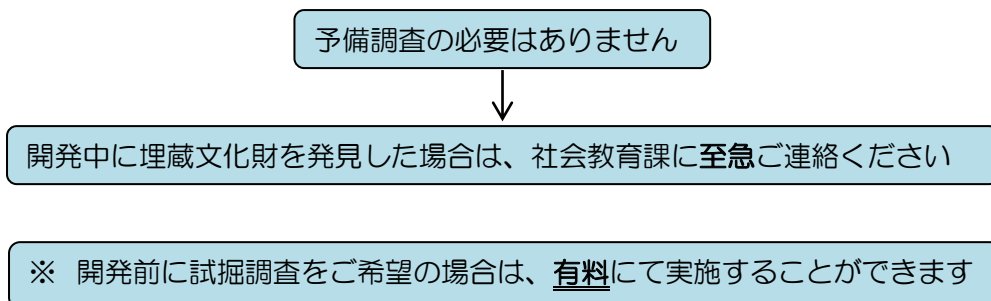
◆**踏査**：過去の調査結果を準用できる土地において、遺構面に工事が影響を及ぼさない場合は、開発予定地を事前に歩いて遺物の表面採取・地形観察などを行い、埋蔵文化財の範囲・性格・内容を把握するための調査です。



② 包蔵地外

開発を行う土地が包蔵地外である場合、予備調査の必要はありません。開発を行うことができますが、開発中に埋蔵文化財を発見した場合は、社会教育課に至急ご連絡ください。

なお、開発事業者の求めにより、開発前に予備調査（試掘調査）を実施することができます。ただし、試掘調査の費用は、開発予定者の負担となります。

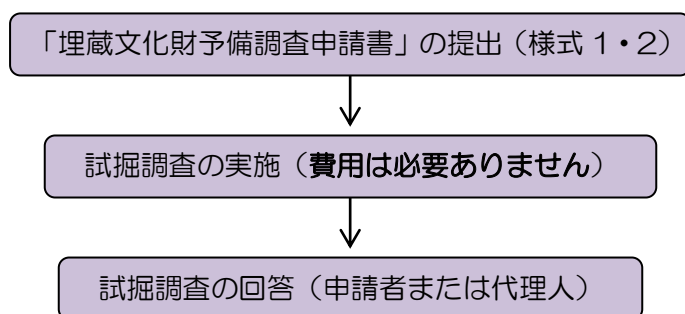


③ 隣接地

開発を行う土地が包蔵地に隣接する場合、確認調査と同様に実際にその場所における埋蔵文化財の有無を確認する必要があります（試掘調査）。

「埋蔵文化財予備調査申請書」（様式 1・2）を提出してください。申請書を受付けたのち、以下のいずれか、あるいは両方の措置を教育委員会が決定し、試掘調査を行う場合は、社会教育課より調査日程（申請日から 2 週間以内）を申請者または代理人にお知らせします。試掘調査の費用は、教育委員会が負担します。

- ◆**試掘調査**：開発予定地を重機や人力を用いて試験的に土地を掘削し、埋蔵文化財の有無や範囲・性格・内容を把握するための調査方法です。
- ◆**踏査**：過去の調査結果を準用できる土地において、遺構面に工事が影響を及ぼさない場合は、開発予定地を事前に歩いて遺物の表面採取・地形観察などを行い、埋蔵文化財の範囲・性格・内容を把握するための調査です。



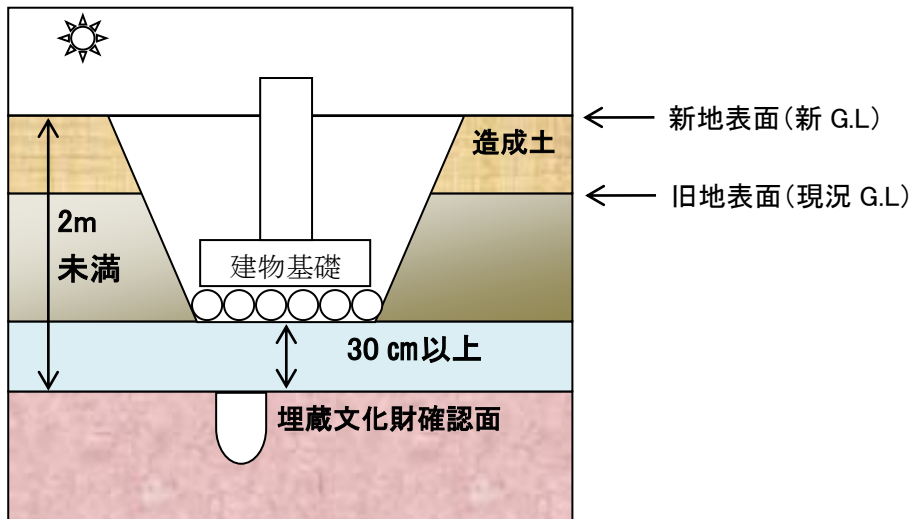
埋蔵文化財の保護にご協力を・・・

1.埋蔵文化財保護のための協議

できるだけ埋蔵文化財を保護できるよう、また発掘調査になる場合でも最小限の面積になるよう、確認調査の結果と事業計画を照らし合わせて、開発事業者様と社会教育課にて協議を行います。掘削の深さや構築物の配置などの変更、盛土などにより、埋蔵文化財を保護するためのご理解とご協力をお願いします。

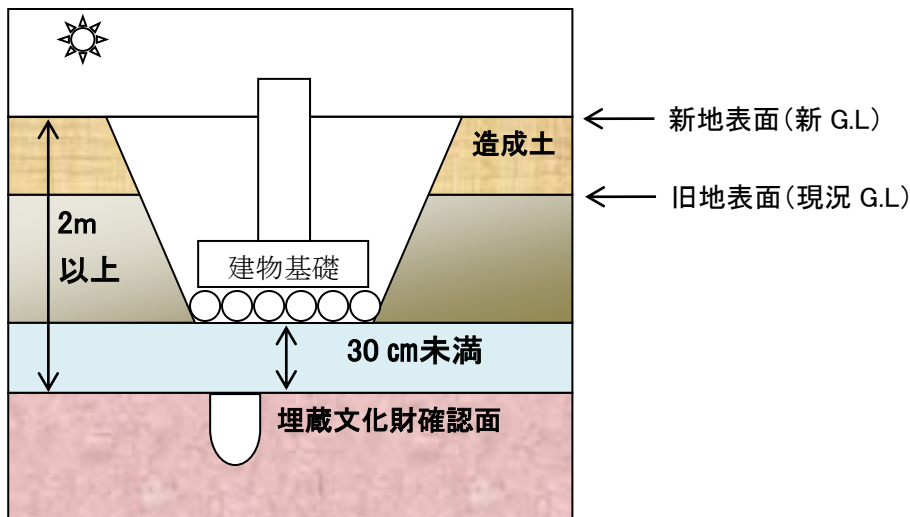
(1) 保護層の確保ができる場合（慎重工事）

工事に伴う指示決定の目安として、埋蔵文化財が確認された上面から 30 cm以上、2m 未満の保護層で確保されている場合は、「慎重工事」の指示になります。



(2) 保護層が確保できない場合（発掘調査）

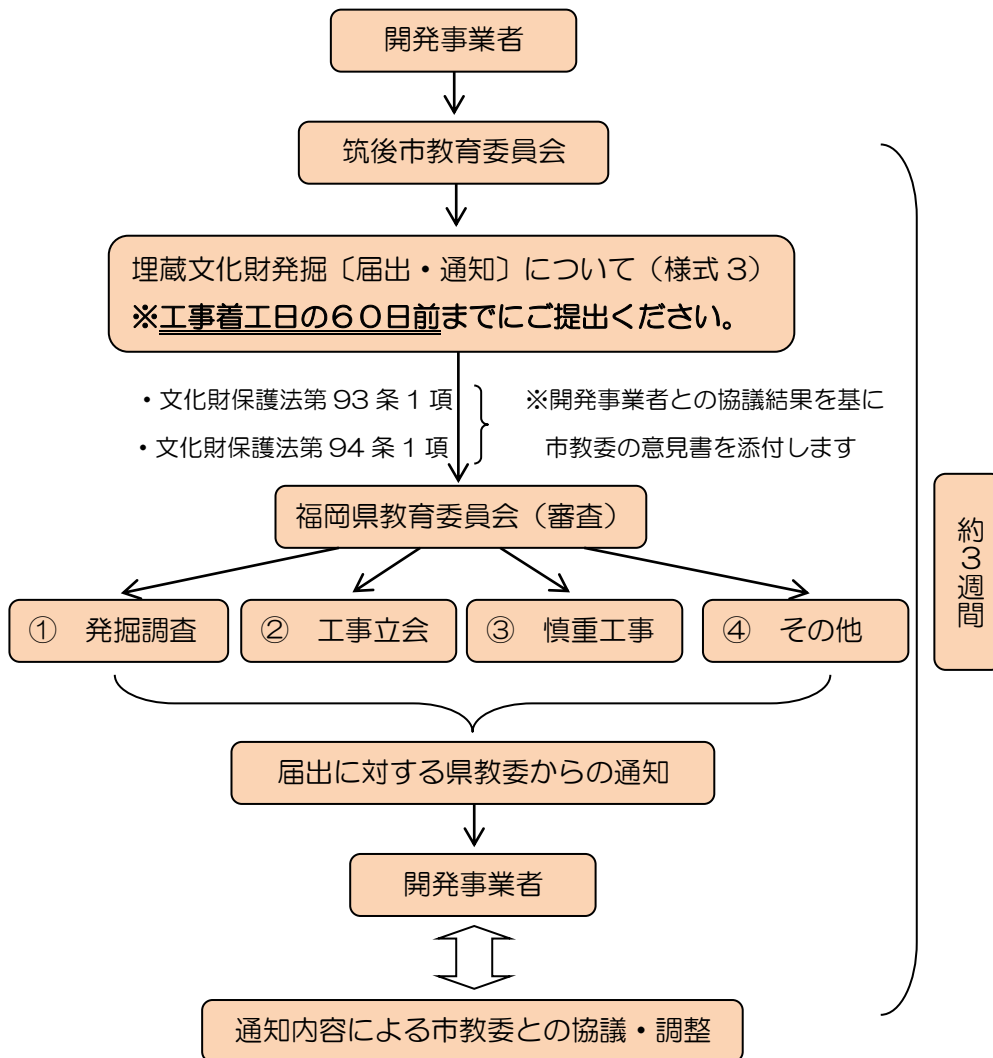
埋蔵文化財が確認された上面から 30cm 未満、または 2m 以上の保護層である場合は、「発掘調査」の指示になります（ただし、掘削範囲が狭小な場合は工事立会となります）。



2.埋蔵文化財包蔵地内における土木工事等届出（通知）

埋蔵文化財包蔵地内を開発する場合は、届出（通知）が必要になります。

文化財保護法（93・94条）に基づき、「埋蔵文化財発掘の[届出・通知]について」（様式3）を筑後市教育委員会に提出してください。速やかに書類一式を福岡県教育委員会へ進達します。福岡県教育委員会は、届出（通知）に基づいて審査を行い、工事に伴う措置を①～④のいずれかに決定します。

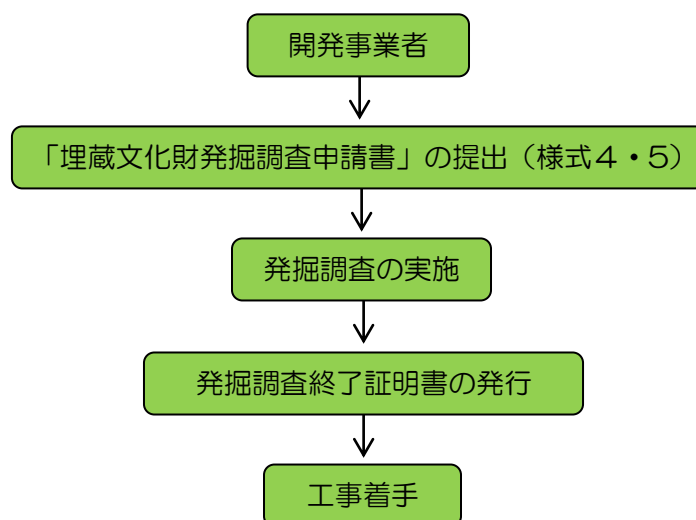


① 発掘調査

開発によって破壊される埋蔵文化財は、記録保存のための発掘調査を実施します。営利を目的とする開発（集合住宅・宅地分譲・店舗・工場など）において、やむを得ず発掘調査を行う場合、発掘調査の費用は、開発事業者のご負担になります。開発によって「国民共有の財産」である埋蔵文化財を保存できない代償として発掘調査を行い、その記録保存のための調査費用を負担していただくことになっています。ただし、営利を目的としない開発（個人の専用住宅など）の調査費用は、公費が適用される場合もありますので、社会教育課にご相談ください。

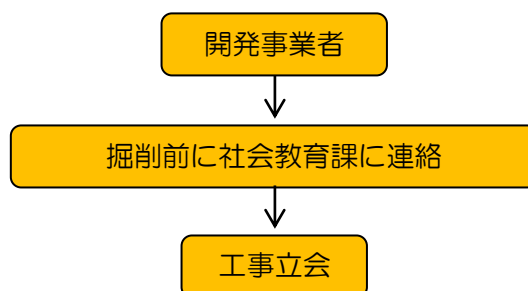
発掘調査は、遺跡の記録や出土品を整理し、調査報告書を刊行して完了します。なお、発掘調査の野外作業の終了後に、筑后市教育委員会より作業終了の証明書を発行します。証明書を受け取ったあとは、工事に着手することができます。

なお、発掘調査の期間・費用などは、開発の内容によって異なりますので、事前にご相談ください。



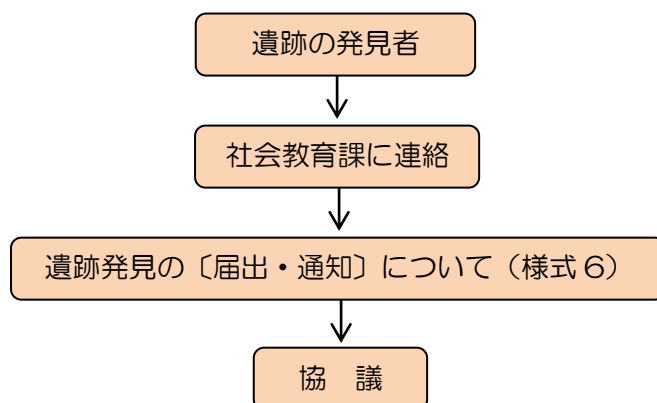
② 工事立会

工事着手後、地下を掘削する際に文化財担当者が立ち合います。



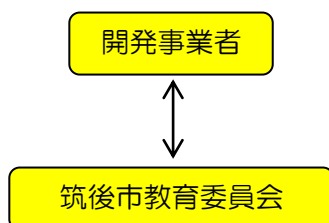
③ 慎重工事

工事中に埋蔵文化財（遺構・遺物）を発見したときは、工事を一旦中断し、現状を変更せずに至急筑後市教育委員会まで連絡してください。文化財保護法（第96条第1項）に基づく届出が必要となります。（国の機関や地方公共団体等にあたっては法97条第1項に基づく通知）その後、福岡県教育委員会が決定する通知に従ってください。



④ その他

福岡県教育委員会が決定する指示のうち、発掘調査・工事立会・慎重工事以外の指示（その他）が通知された場合は、これに従ってください。



文化財保護法

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

1. 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
2. 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所在で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
3. 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
4. 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
5. 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
6. 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

(政府及び地方公共団体の任務)

第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のた

めに大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当たつて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第6章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第92条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第94条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第97条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和23年法律第73号)第

4条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。) であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第95条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第96条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第92条第1項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第2項の命令は、第1項の届出があつた日から起算して1月以内にしなければならない。

5 第2項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、1回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して6月を超えることとなつてはならない。

6 第2項及び前項の期間を計算する場合においては、第1項の届出があつた日から起算して第2項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第1項の届出がなされなかつた場合においても、第2項及び第5項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第2項の措置を執つた場合を除き、第1項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第2項の措置を執つた場合を除き、第1項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第2項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第97条 国の機関等が前条第1項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第92条第1項又は第99条第1項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第94条第5項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第98条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第1項の場合には、第39条(同条第3項において準用する第32条の2第5項の規定を含む。)及び第41条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第99条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第1項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、教育委員会は、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、関係各省各庁の長その他の国の機関と協議しなければならない。

3 地方公共団体は、第1項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

4 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

5 国は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(返還又は通知等)

第100条 第98条第1項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該

文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足る。

2 前項の規定は、前条第 1 項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。

3 第 1 項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第 7 条第 1 項の規定による公告をしなければならない。

（提出）

第 101 条 遺失物法第 4 条第 1 項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

（鑑査）

第 102 条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めるときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないとき、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

（引渡し）

第 103 条 第 100 条第 1 項に規定する文化財又は同条第 2 項若しくは前条第 2 項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

（国庫帰属及び報償金）

第 104 条 第 100 条第 1 項又はに規定する文化財又は第 102 条第 2 項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の 2 分の 1 に相当する額の報償金を支給する。

2 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

（都道府県帰属及び報償金）

第 105 条 第 100 条第 2 項に規定する文化財又は第 102 条第 2 項に規定する文化財（前条第 1 項に規

定するものを除く。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

- 2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。
- 3 第1項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。
- 4 前項の規定による報償金の額については、第41条第3項の規定を準用する。
- 5 前項において準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(譲与等)

第106条 政府は、第104条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第104条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3 政府は、第63条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第107条 都道府県の教育委員会は、第105条第1項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第105条に規定する報償金の額から控除するものとする。

第13章 罰則

第197条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

1. 第43条又は第125条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は文化庁長官若しくはその権限の委任を受けた都道府県若しくは指定都市等の教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者
2. 第96条第2項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかった者

第198条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

2. 第98条第3項(第186条第2項で準用する場合を含む。)で準用する第39条第3項で準用する第202条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

6. 第 92 条第 2 項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

第 203 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

2. 第 31 条第 3 項（第 60 条第 4 項（第 90 条第 3 項で準用する場合を含む。））、第 80 条及び第 119 条第 2 項（第 133 条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第 32 条（第 60 条第 4 項（第 90 条第 3 項で準用する場合を含む。））、第 80 条及び第 120 条（第 133 条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第 33 条（第 80 条、第 118 条及び第 120 条（これらの規定を第 133 条で準用する場合を含む。）並びに第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。）、第 34 条（第 80 条及び第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。）、第 43 条の 2 第 1 項、第 61 条若しくは第 62 条（これらの規定を第 90 条第 3 項で準用する場合を含む。）、第 64 条第 1 項（第 90 条第 3 項及び第 133 条で準用する場合を含む。）、第 65 条第 1 項（第 90 条第 3 項で準用する場合を含む。）、第 73 条、第 81 条第 1 項、第 84 条第 1 項本文、第 92 条第 1 項、第 96 条第 1 項、第 115 条第 2 項（第 120 条、第 133 条及び第 172 条第 5 項で準用する場合を含む。）、第 127 条第 1 項、第 136 条又は第 139 条第 1 項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者